



平成29年度

指宿市職員採用試験案内

指宿市 総務部 総務課 人事係

“市民と共に 指宿の未来を描き
(市民感覚) (経営感覚と先見性)

熱い情熱を持ち挑戦する “
(チャレンジ精神)

職員を募集します！！

1 試験を行う職種、採用人員、受験資格等

職種区分 (事務内容) 採用予定日	採用 人員	試験学歴 区 分	受 験 資 格
一般行政職 (保健師事務) 平成30年4月1日	若干名	大学卒業	昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく大学(同等資格含む。)以上の学歴を有する者又は平成30年3月までに卒業する見込みの者で、保健師の資格取得者又は平成30年3月までに取得見込みの者
		短大卒業	昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく短期大学(同等資格含む。)以上の学歴を有する者又は平成30年3月までに卒業する見込みの者で、保健師の資格取得者又は平成30年3月までに取得見込みの者
一般行政職 (管理栄養士事務) 平成30年4月1日	若干名	大学卒業	昭和63年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく大学(同等資格含む。)以上の学歴を有する管理栄養士の資格取得者
		短大卒業	昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく短期大学(同等資格含む。)以上の学歴を有する管理栄養士の資格取得者
一般行政職 (農業技術事務) 平成30年4月1日	若干名	大学卒業	昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく大学(同等資格含む。)以上の学歴を有する者又は平成30年3月までに卒業する見込みの者で、農業技術の専門課程を修了した者又は平成30年3月までに履修見込みの者
		短大卒業	昭和57年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく短期大学(同等資格含む。)以上の学歴を有する者又は平成30年3月までに卒業する見込みの者で、農業技術の専門課程を修了した者又は平成30年3月までに履修見込みの者
		高校卒業	昭和57年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校(同等資格含む。)以上の学歴を有する者で、農業技術の専門課程を修了した者
一般行政職 (土木技術事務) 平成30年4月1日	若干名	大学卒業	昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく大学(同等資格含む。)以上の学歴を有する者又は平成30年3月までに卒業する見込みの者で、土木技術の専門課程を修了した者又は平成30年3月までに履修見込みの者
		短大卒業	昭和57年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく短期大学(同等資格含む。)以上の学歴を有する者又は平成30年3月までに卒業する見込みの者で、土木技術の専門課程を修了した者又は平成30年3月までに履修見込みの者

		高校卒業	昭和57年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校（同等資格含む。）以上の学歴を有する者で、土木技術の専門課程を修了した者
一般行政職 （建築技術事務） 平成30年4月1日	若干名	大学卒業	昭和47年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく大学（同等資格含む。）以上の学歴を有する者又は平成30年3月までに卒業する見込みの者で、建築技術の専門課程を修了した者又は平成30年3月までに履修見込みの者
		短大卒業	昭和47年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく短期大学（同等資格含む。）以上の学歴を有する者又は平成30年3月までに卒業する見込みの者で、建築技術の専門課程を修了した者又は平成30年3月までに履修見込みの者
		高校卒業	昭和47年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校（同等資格含む。）以上の学歴を有する者で、建築技術の専門課程を修了した者
一般行政職 （学芸員事務） 平成30年4月1日	若干名	大学卒業	昭和53年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく大学（同等資格含む。）以上の学歴を有する者又は平成30年3月までに卒業する見込みの者で、学芸員の資格取得者又は平成30年3月までに取得見込みの者であり、かつ、日本考古学を専攻して卒業している者又は卒業見込みの者で、埋蔵文化財発掘調査及び発掘調査報告書作成の経験がある者
一般行政職 （保育士事務） 平成30年4月1日	若干名	社会人 経 験	昭和53年4月2日以降に生まれた保育士の資格取得者で、保育士としての職務経験が平成29年5月末現在で通算して5年以上ある人

※ 大学又はこれと同等と認める学校等の在学者又は卒業者は、短大卒業区分で受験することができません。
なお、大学、短期大学、高等専門学校又は修業年限2年以上の専門課程の専修学校（これらと同等と認める学校等を含む。）の在学者又は卒業者は、高校卒業区分で受験することができません。

※ 受験申込みは、1職種区分に限り（他の職種区分との重複不可）、試験は、試験学歴区分に基づき行います。なお、受験申込書の受理後における職種区分の変更は認めません。

※ 保育士事務については、最終合格決定後、職務経験確認のため職歴証明書等の提出をしていただきます。なお、受験資格に該当しないことが判明した場合は合格を取り消します。

2 居住要件

採用と同時に本市に居住できる者

3 欠格事項

受験資格にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 成年被後見人又は被保佐人
- ③ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 指宿市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の種目及び方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とします。

（保健師事務・管理栄養士事務・農業技術事務・土木技術事務・建築技術事務・学芸員事務）

試験区分	試験種目	方 法
第1次試験	①適性検査	職務遂行に必要な適性等について検査を行います。

	②教養試験	受験者の学歴に応じて公務員として必要な一般的知識について学歴区分ごとの筆記試験を行います。
	③作文試験	与えられたテーマについて文章による表現力，課題に対する理解力，考え方，その他の能力について記述式による筆記試験を行います。
第2次試験	④面接試験	主として人物について個別面接を行います。（2回実施）
	⑤適性検査	対人面における必要な適性等について検査を行います。

(保育士事務)

試験区分	試験種目	方 法
第1次試験	①適性検査	職務遂行に必要な適性等について検査を行います。
	②社会人基礎試験	職務を遂行する上で必要となる基礎的な知的能力と適応性を検証する試験を行います。
	③作文試験	与えられたテーマについて文章による表現力，課題に対する理解力，考え方，その他の能力について記述式による筆記試験を行います。
第2次試験	④面接試験	主として人物について個別面接を行います。（2回実施）

5 試験期日及び会場

(保健師事務・管理栄養士事務・農業技術事務・土木技術事務・建築技術事務・学芸員事務)

試験区分	期日(日程)	試験会場										
第1次試験	平成29年7月23日(日) 〈日程〉	指宿市役所指宿庁舎 3階大会議室 ※申込者多数の場合は、 会場を変更することが あります。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時 間</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前7時40分～午前8時00分</td> <td>受 付</td> </tr> <tr> <td>午前8時20分～午前9時10分</td> <td>適性検査</td> </tr> <tr> <td>午前9時25分～午前11時25分</td> <td>教養試験</td> </tr> <tr> <td>午前11時40分～午後0時40分</td> <td>作文試験</td> </tr> </tbody> </table>		時 間	内 容	午前7時40分～午前8時00分	受 付	午前8時20分～午前9時10分	適性検査	午前9時25分～午前11時25分	教養試験	午前11時40分～午後0時40分	作文試験
	時 間		内 容									
	午前7時40分～午前8時00分		受 付									
	午前8時20分～午前9時10分		適性検査									
午前9時25分～午前11時25分	教養試験											
午前11時40分～午後0時40分	作文試験											
第2次試験	平成29年8月20日(日) (予定)	合格通知のときにお知らせします。										

(保育士事務)

試験区分	期日(日程)	試験会場										
第1次試験	平成29年7月23日(日) 〈日程〉	指宿市役所指宿庁舎 3階大会議室 ※申込者多数の場合は、 会場を変更することが あります。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時 間</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前7時40分～午前8時00分</td> <td>受 付</td> </tr> <tr> <td>午前8時20分～午前9時10分</td> <td>適 性 検 査</td> </tr> <tr> <td>午前9時25分～午前11時25分</td> <td>社会人基礎試験</td> </tr> <tr> <td>午前11時40分～午後0時40分</td> <td>作 文 試 験</td> </tr> </tbody> </table>		時 間	内 容	午前7時40分～午前8時00分	受 付	午前8時20分～午前9時10分	適 性 検 査	午前9時25分～午前11時25分	社会人基礎試験	午前11時40分～午後0時40分	作 文 試 験
	時 間		内 容									
	午前7時40分～午前8時00分		受 付									
	午前8時20分～午前9時10分		適 性 検 査									
午前9時25分～午前11時25分	社会人基礎試験											
午前11時40分～午後0時40分	作 文 試 験											
第2次試験	平成29年8月20日(日) (予定)	合格通知のときにお知らせします。										

6 合格者発表

区 分	時 期	発 表 の 方 法 等
第1次試験 合格者発表	平成29年8月中旬 (予定)	合格者に文書で通知するとともに、指宿市のホームページ上にも合格者の受験番号を掲載します。 また、合格者の受験番号を、指宿市役所(本庁・支所)掲示板に公告します。
第2次試験 合格者発表	平成29年9月中旬 (予定)	

※ 試験結果の可否以外の試験結果内容(各試験学歴区分での成績順位)について、第1次、第2次それぞれの合格者発表日から起算して1か月の間は、指宿市役所総務部総務課人事係で開示します。

開示を希望される受験生は、受験票又は本人であることを証明できる書類(免許証等)を持参し、人事係までお越しください。

※ 電話・郵送等での試験結果内容の開示申出はできません。

7 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に高得点順に登録し、現員に欠員があった場合等に必要に応じて採用されることとなります。

最終合格者は、直ちに採用されるものとは限らず、その有効期間は採用候補者名簿に登録した日から起算して、1年間となっています。

なお、最終合格後、受験資格に該当しないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。

8 受験申込書の請求

《受験申込書請求先》

指宿市役所 総務部 総務課 人事係
〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地
Tel 0993(22)2111 (内線115)

※ 受験申込書の送付を郵送にて希望される方は、120円切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封してください。

※ 受験申込書は、山川・開聞各支所地域振興課でも受け取ることができます。

※ 受験申込書は、**市ホームページ**(<http://www.city.ibusuki.lg.jp/main>)からダウンロードすることもできますのでご利用ください。

※ 電話やFAXによる受験申込書の請求はできません。

9 申込手続及び受付期間

(1) 提出書類

受験申込書	1通
自己紹介書	1通
写真(縦5cm×横3.5cm) ※ 写真の裏に氏名を記入してください。 ※ 写真は、申込前1か月以内に撮影した上半身脱帽正面向きのものとし、1枚は受験申込書に貼付し、もう1枚はそのまま提出してください。	2枚 ※ 写真は、受験申込書貼付用と提出用の2枚です。
学芸員事務について、埋蔵文化財発掘調査及び発掘調査報告書作成の経験の確認ができるもの及び学芸員の資格を有する人は、その資格を証明するものの写し	1通
保健師事務、管理栄養士事務及び保育士事務について資格を有する人は、その資格を証明するものの写し	1通

(2) 受験票交付

受験申込書に必要な事項を記入の上、指宿市役所総務部総務課人事係に提出し、受験票の交付を受けてください。

(3) 郵送での受験申込み

郵送で申込み時は、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、必ず書留で郵送してください。また、受験票を簡易書留で返送しますので、**392円切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（長形3号）を同封してください。**

(4) 受付期間

平成29年6月1日(木)から平成29年6月15日(木)まで

(土曜日、日曜日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)

※郵送の場合は、受付期間中の消印のあるものに限り受理しますので注意してください。

10 給与

給与については、「指宿市職員の給与に関する条例」の規定により、給料、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

11 その他

(1) 受験申込書中、虚偽の記載があった者は、受験申込みを取り消し、又はその合格を取り消すことがありますので注意してください。

(2) 試験当日に台風、洪水等により試験の実施が危惧される時など、受験手続等に関する問い合わせは、指宿市役所総務部総務課人事係にて確認してください。

(3) 受験申込書等に記入された個人情報、本市採用試験に関わる事項のために使用するものですので、本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

(4) 第1次試験受験に際し、服装についてはクールビズ可とします。

【採用試験に関する問い合わせ先】

指宿市役所 総務部 総務課 人事係

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地 TEL : 0993-22-2111 (内線115)

ホームページアドレス <http://www.city.ibusuki.lg.jp/main>